特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------------|
| 4 | 後期高齢者医療の資格及び給付に関する事務 基礎項 目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、後期高齢者医療の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療の資格及び給付に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 鹿児島県後期高齢者医療広域連合との連携に関する事務 2 被保険者の資格に関する事務 3 医療給付費の支給に関する事務 | | | | | |
| ③システムの名称 | ・Acrocity後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル: | 名 名 | | | | | |
| ・後期高齢者医療情報ファイル | , | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 番号法別表85の項 | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1)実施する [実施しない 2)実施しない 3)未定 | | | | | |
| ②法令上の根拠 | | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | | |
| ①部署 | 保健課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 課長 | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
| なし | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|------------------------|-------------------|-------------|---|--------------------|-----------|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | | 7年5月31日 時点 | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | |
| 特定個人情報 | 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | | 17年5月31日 時点 | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|--|----------------------|---------------|---|------------|--|--|
| | 項目評価書 施機関については、それ |] れぞれ重点項目評 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、」 | 及び全項目評価書 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネットワーク | ウシステムを通じ | た入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | ర] | <選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分であ | న] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分であ | ა | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | 1 | 〇]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | Ι | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や情報提供ネッ | ットワークシステム | を通じた提供を除く。) [|]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分であ | გ] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) [|]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | გ] | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分であ | ა | <選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-------------------------------------|---------|--------------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分であ | აგ] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [〇]人手を介在させる作業はない | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [| 1 | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | | | | | | |

| 9. 監査 | | | | |
|----------------------|---|--|---|---------------|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 | []全 | 項目評価又は重点項目評価を実 | 施する |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク | れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正な い、滅失・毀損リスクへの | との紐付けが行われるリスクへの対象 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた扱いの入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | 能な職員は、静脈認証、ID及で 簿を年度ごとに作成することで | びパスワードによる認証 で、アクセス権限の適切 いことを確認している。こ | 医療広域連合電算処理システムへのでによって限定しており、アクセス可能がな管理を行っている。また、アクセスロニれらの対策を講じていることから、権ある」と考えられる。 | 職員の名 グを記録す |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | I -5-②所属長 | 市民課長 宮原 孝文 | 市民課長 田之上 和美 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ-1対象人数 いつの時点 の係数か | 平成27年9月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | Ⅱ-1対象人数 いつの時点 の係数か | 平成27年9月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ②所属 | 市民課長 田之上 和美 | 課長 | 事後 | 記載事項修正 |
| 令和1年6月26日 | Ⅳ リスク対策 | | 新様式への変更(Ⅳ リスク対策を追加) | 事後 | 主務省令等の改正 |
| 令和2年5月29日 | 全体 | | | | 評価の再実施 |
| 令和2年7月6日 | Ⅰ-1-③ システムの名称 | MCWEL後期高齢者医療システム | Acrocity後期高齢者医療システム | 事後 | |
| 令和4年6月8日 | I-5-① 部署 | 市民課 | 保健課 | 事後 | |
| 令和4年6月8日 | Ⅰ-7 請求先 | 市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | 保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | 事後 | |
| 令和4年6月8日 | Ⅰ-8 連絡先 | 市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | 保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311 | 事後 | |
| 令和7年8月29日 | I-3法令上の根拠 | ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第 9条第1項及び別表第一の59の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令」第46条 | 番号法別表85の項 | 事後 | |
| 令和7年8月29日 | Ⅱ-1 いつの時点の計数か | 令和2年5月29日 時点 | 令和7年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和7年8月29日 | Ⅱ-2 いつ時点の計数か | 令和2年5月29日 時点 | 令和7年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和7年8月29日 | Ⅳ リスク対策 | | 2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | 事後 | |